

## 青少年野外活動センター減免申請書

(あて先) 桐生市長

〒 376-00xx  
 住 所 桐生市織姫町1丁目00-△  
 団 体 名 桐生市立野外小学校  
 代表者名 桐生 薫  
 電話番号 0277-00-●●xx

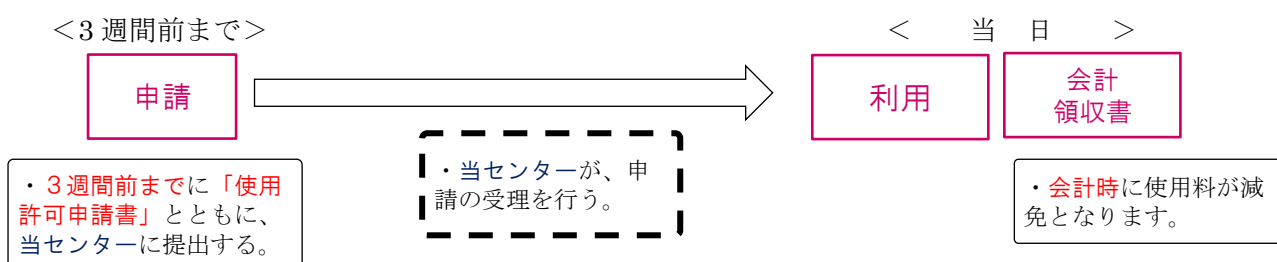
次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

使用目的	小学5年 宿泊学習
活動内容	別添 活動プログラムのとおり
減免対象者 (使用者)	児童60人・指導者4人 計 64 人
使用日時	令和5年 6月20日 午前・午後 1時 00分から 令和5年 6月21日 午前・午後 12時 00分まで 日帰り ・ 宿泊〔1泊 2日〕
使用場所	宿泊棟 (宿泊室・学習室・プレホール) 野外施設 (キャンプ施設)
減免対象区分 ※該当番号に ○を付けてく ださい。	A (1) 市又は市教育委員会が主催又は共催する事業。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者で市内に在住、 在勤又は在学する者。 (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で市内 に在住、在勤又は在学する者。 B 市長が特に必要と認めるもの。 C 太田市、館林市、みどり市、足利市、佐野市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町 及び邑楽町に在住、在勤又は在学する者(使用料 市内扱い)。
備 考	

## 減免申請について

おもて面の「減免対象区分」A～C にあたる利用の場合、使用料を減免することができます。「使用許可申請書」とともに提出して下さい。

### 申請から当日までの流れ



### 確認事項

- 対象区分 A(1)～(3)および B は、団体料金が 100 分の 100 減免となります。  
対象区分 C は、対象となる個人（市外・その他の者）の料金が一部減免となります。
- 以下の利用について、減免対象区分は B（市長が特に必要と認めるもの）に該当します。
  - ・桐生市立の幼稚園・保育園の日帰り利用
  - ・桐生市内小学校・中学校・特別支援学校の日帰り利用および宿泊利用
  - ・桐生市外小学校・中学校・特別支援学校の宿泊利用
- 「その他」の区分の方の料金について、  
「その他の者で市外に在住する者の使用料は、その他の者について規定する使用料（市内料金のこと）に、それぞれ 100 分の 125 を乗じた額とし、10 円未満の端数は切り捨てる。」となっています。以下の表は、「その他」の者の料金についてまとめたものです。

区分	団体所在地	減免申請	使用料	例（宿泊棟利用・一泊）
「その他」	桐生市内	申請の必要なし	規定する使用料	680 円
	桐生市外	申請なし →	規定する使用料に 100 分の 125 を乗じた額	850 円 (680 円の 100 分の 125)
		申請あり※ → (減免対象区分 C に該当)	規定する使用料 (市内扱い)	680 円

※減免対象区分 C は、個人を対象とした減免です。

※「その他」の減免対象区分 C に該当する者とは、太田市、館林市、みどり市、足利市、佐野市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町に在住、在勤または在学する者を指します。